

**平成27年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会  
第4回スポーツ部会議事録**

1 日時：平成27年8月24日（月）13：00～17：30

2 場所：千葉市中央コミュニティセンター 5階 講習室1

3 出席者：

（1）委員

横山 清亮委員（部会長）、織戸 正道委員（副部会長）、  
内山 英昭委員、小川 直哉委員、谷藤 千香委員

（2）事務局

丸島生活文化スポーツ部長  
山根市民総務課長、佐久間市民総務課長補佐、宮本主査、  
石垣主事、山本主事  
安藤スポーツ振興課長、山崎スポーツ振興課長補佐、菅野主査、  
常泉主任主事

4 議題：

- （1）形式的要件審査（第1次審査）及び提案内容審査（第2次審査）の概要について
- （2）千葉市大宮スポーツ広場の管理運営の基準等及び提案について
- （3）千葉市宮崎スポーツ広場の管理運営の基準等及び提案について
- （4）千葉ポートアリーナの管理運営の基準等及び提案について
- （5）その他

5 議事概要：

- （1）形式的要件審査（第1次審査）及び提案内容審査（第2次審査）の概要について  
形式的要件審査（第1次審査）及び提案内容審査（第2次審査）の概要及び審査の流れについて、事務局より説明した。
- （2）千葉市大宮スポーツ広場の管理運営の基準等及び提案について  
千葉市大宮スポーツ広場の管理運営の基準等について施設所管課から説明の後、申請者のヒアリングを実施し、意見交換を経て、申請者は千葉市大宮スポーツ広場の管理を適切かつ確実にを行うことができると認められた。
- （3）千葉市宮崎スポーツ広場の管理運営の基準等及び提案について  
千葉市大宮スポーツ広場の管理運営の基準等について施設所管課から説明の後、申請者のヒアリングを実施し、意見交換を経て、申請者は千葉市大宮スポーツ広場の管理を適切かつ確実にを行うことができると認められた。
- （4）千葉ポートアリーナの管理運営の基準等及び提案について  
千葉ポートアリーナの管理運営の基準等について施設所管課から説明の後、申請者のヒアリングを実施し、意見交換を経て、申請者は千葉ポートアリーナの管理を適切

かつ確実にを行うことができるものと認められた。

(5) その他

今後の流れ及び議事録の公開について、事務局より説明した。

## 6 会議経過：

○佐久間市民総務課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから平成27年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第4回スポーツ部会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は本日、司会を務めさせていただきます、市民総務課の佐久間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、市の情報公開条例第7条第5項に該当する情報が含まれる事項を審議することから、全て非公開となります。また、本日は地球温暖化防止の取り組みの一環といたしまして、職員は軽装とさせていただきます。

それでは、委員の方のご紹介でございますが、大変恐れ入りますが、前回の部会から変更がございませんので、お手元のタイトルが入っておりますファイルの中の資料2「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会委員名簿」をもちまして、ご紹介にかえさせていただきます。

続きまして、事務局職員をご紹介いたします。

生活文化スポーツ部長の丸島でございます。

千葉市大宮スポーツ広場、千葉市宮崎スポーツ広場及び千葉ポートアリーナを所管いたします、スポーツ振興課長の安藤でございます。

市民総務課長の山根でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、所管部長でございます生活文化スポーツ部長の丸島からご挨拶を申し上げます。

○丸島生活文化スポーツ部長 委員の皆様方、平日お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は、今年度で指定期間が終了します、千葉市大宮スポーツ広場、千葉市宮崎スポーツ広場、千葉ポートアリーナにつきまして、次期指定管理予定候補者の選定ということでお集まりいただいております。委員の皆様方には、各申請者のヒアリング、また、午前中から施設見学という、大変長丁場で恐縮でございますが、来年度からの5年間の指定管理者を決める重要な案件でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐久間市民総務課長補佐 それでは、議事に入ります前に、改めて資料の確認をさせていただきます。

まず、ファイルに綴じておりません資料で、机上に「次第」と「席次表」がございます。続きまして、ファイルに綴じてある資料、今日はファイルの資料が二つございます。一つが、「第4回スポーツ部会」とタイトルが貼られている資料、もう一つが、タイトルが貼られていない資料でございます。会議資料一覧に沿いまして、まずタイトルが貼られたファイルを確認させていただきます。

まず資料1が「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第4回スポーツ部会進行表」、資料2が「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会委員名簿」、資料3が「スポーツ部会で審議する公の施設一覧」、資料4は「千葉市大宮スポーツ広場」に関する資料でございます。資料4-1が「形式的要件審査（第1次審査）結果」、資料4-2が「選定要項」、資料4-3が「管理運営の基準」、資料4-4が「選定基準」でございます。資料4-5の「審査表」でございますが、こちらにつきましては、ファイルに綴じてございません。別途A3の用紙で机上に配布をさせていただきます。

続きまして、資料5が、「千葉市宮崎スポーツ広場」に関する資料、資料6が、「千葉ポートアリーナ」に関する資料でございます。資料の内容につきましては、資料4の千葉市大宮スポーツ広場と同様の、枝番号1から5までの5種類の資料となっております。

続きまして、もう1冊のタイトルが貼られていないファイルの資料でございます。こちらは、各申請者の「指定申請関係書類」と「提案書」をそれぞれご用意してございます。

最後に、参考資料でございます。参考資料1が「千葉市スポーツ広場設置管理条例・管理規則」、参考資料2が「千葉ポートアリーナ設置管理条例・管理規則」、参考資料3が「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」、参考資料4が「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について」、参考資料5が「部会の設置について」。参考資料6が「千葉市情報公開条例・施行規則の抜粋」でございます。

以上の資料をお配りしております。おそろいでしょうか。不足等ございましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐久間市民総務課長補佐　それでは、続きまして会議の成立について、ご報告させていただきます。

本日は全ての委員さんにご出席していただいておりますので、「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」第11条第7項において準用いたします、第10条第2項に基づきまして、会議は成立しております。

それでは、これより議事に入らせていただきます。これからの議事につきましては、進行を横山部会長さんをお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○部会長　それでは、次第に従いまして議事を進行して参ります。ご協力のほど、よろしく願いします。

まず議題1「形式的要件審査（第1次審査）及び提案内容審査（第2次審査）の概要について」に入ります。それでは、事務局よりご説明をお願いします。

○山根市民総務課長　まず始めに、形式的要件審査（第1次審査）の概要について、ご説明をいたします。形式的要件審査とは、選定要項において定める申請資格の各要件を満たしているか、また、失格事由に該当するものはないかにつきまして、申請者からの提出書類により審査するものでございます。具体的な内容につきまして、事例を使ってご説明いたしますので、資料4-1「形式的要件審査（第1次審査）結果」をご覧ください。

まず、表の左側が審査項目になっております。まず、申請資格が上から、ア、法人その他の団体であるか。イ、市の入札参加資格に関し、指名停止が行われていないか。ウ、地

方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札等への参加が制限されていないか。エ、千葉市税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないか。オ、千葉市税の特別徴収義務者にあつては、特別徴収を実施しているか。カ、労働関係法令を遵守しているか。キ、選定年度又はその前年度に納入すべき障害者雇用納付金がある者にあつては、これらに滞納がないか。ク、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てが行われていないか。ケ、当該団体又はその役員が、千葉市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者ではないか。以上、9項目が申請資格要件となります。

次に、失格事由といたしまして、ア、提案書中の収支予算書において、選定要項に定める基準額を超える額の指定管理料の提案をした。イ、複数の提案書を提出した。ウ、選定評価委員会の委員、本市職員その他本件提案について接触した事実が認められる。エ、提案書等に虚偽又は不正の記載がある。オ、選定要項に定める提出期限までに所定の書類を提出しなかった。カ、選定要項に定める書類以外の書類を提出した。以上の6項目が失格となる事由でございます。

これらの申請資格要件及び失格事由について審査した結果が、表の右側になります。申請資格を満たしていれば「○」、そもそも該当とならない項目は「-」で記載をしてあります。また、失格事由については、該当がなければ「○」の記載としてあります。この形式的要件審査を通過した者のみが、これからご説明をいたします提案内容審査（第2次審査）へ進むことができますとなっております。

続きまして、非公募の場合の提案内容審査の審議方法及び具体的な審議の流れについて、ご説明をいたします。まず審議方法ですが、申請者から提出された提案書が、市で作成した選定要項及び管理運営の基準の内容に適合しているかどうかについて、委員の皆様にご意見をいただきたいと存じます。次に審議の流れですが、資料1の「第4回スポーツ部会進行表」をご覧ください。進行表にあります「(2)千葉市大宮スポーツ広場の管理運営の基準等及び提案について」の下、「施設所管課から説明」とあります。これは、非公募となった経緯及び選定要項、管理運営の基準並びに選定基準についての説明と、形式的要件審査の結果及び審査表のうち、事務局であらかじめ審査した項目についてご報告をするものです。

続きまして、団体の経営及び財務状況について、公認会計士である織戸委員より計算書類等に基づき、ご説明をお願いいたします。財務状況等をご説明いただいた後、申請者に入室していただき、申請者へのヒアリングを行います。その際、最初に、申請者から出席者の紹介を含め、提出した提案書について、10分以内で説明をしていただきます。その後、20分間の質疑応答を行っていただきますので、申請者にご質問がある場合は、この時間にご発言をお願いいたします。なお、20分が経過いたしましたら、申請者には退室をしていただきます。申請者の退室後、申請者から提出された提案書の内容が、選定要項及び管理運営の基準の内容に適合したものであるか、あるいは不適合であるかについてご判断をいただきます。机上にお配りしてありますA3の審査表をご覧ください。審査表の判定欄にございます、「適」・「不適」及び参考であります、評価基準欄のAからEに○を付けていただきます。皆様の記入が終わりましたら、一度事務局にて審査表を回収し、

皆様の審査結果を集計いたします。集計の間、委員の皆様は休憩とさせていただきます。その後、審査結果集計表をお配りいたしますので、その集計表とご自身の審査表を基に、提案書の内容に関して、より良い管理運営とする為には、ここはこうすべきであるなどといったご意見等をいただきまして、最終的に部会としての意見を取りまとめていただきます。

その際に、過半数の委員が「不適」と判定した項目があった場合には、皆様でご協議をいただき、申請者を失格とすることが相当であるか、または失格とまではしないが、改善の意見を付すなどを判断していただくこととなります。また審査表のうち、AからEのアルファベットを記載しております評価基準欄ですが、こちらにつきましては委員の皆様で提案書の内容に対しご意見を出していただく際の参考にしていただきたいと思いますと考えております。なお、審査表及び集計表につきましては、審査終了後に回収させていただきますので、よろしく願いをいたします。内容については、以上でございます。

○部会長　　ありがとうございました。中身については、また改めて説明いただけるということで、ただいまの事務局からのご説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

(なし)

○部会長　　それでは、次に議題2「千葉市大宮スポーツ広場の管理運営の基準等及び提案について」に移ります。まず、施設所管課より非公募となった経緯及び管理運営の基準等についてご説明をお願いいたします。

○安藤スポーツ振興課長　　それでは、スポーツ振興課からご説明をさせていただきます。大宮スポーツ広場についてご説明します。

始めに、次期指定期間を非公募とした経緯についてご説明させていただきます。公の施設の管理運営を行う者について、民間事業者等にも広く門戸を開放し、そのノウハウを活用することにより住民サービスの向上を図るため、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第2条で、指定管理者の選定は原則公募とすることが定められております。しかしながら、一方でその2条のただし書きにおきまして、市民との協働による管理により、指定管理料を低廉に抑えることができる場合や地域の活力を積極的に活用した管理を行うことで、事業効果の向上が明確に期待できる場合は例外的に非公募とすることができる旨が定められております。このスポーツ広場は、主に地元の方が利用されており、その管理運営については、当該施設の開設当初から地元の自治会やスポーツ推進委員などで構成される管理運営委員会で行われて参りました。市民との協働、地域活力の積極的な活用により、効率的かつ効果的な運用を図るため、非公募として選定するものでございます。

続きまして、会議資料についてご説明をいたします。資料4-2「選定要項」でございます。第3回スポーツ部会でご説明いたしました、こてはし温水プール、スポーツ施設・都市公園施設・花島コミュニティセンターの募集要項と概ね同様となっておりますので、今回は相違点のみ説明をさせていただきます。

最初に3ページをご覧いただきたいと思います。「3 選定の概要」でございます。

「(1) 管理対象施設」は、千葉市大宮スポーツ広場。「(2) 指定期間」は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。「(4) 選定の手順」

でございますが、申請者への選定要項等の交付を平成27年7月1日から行いまして、提案書類以外の提出書類を平成27年7月8日に、提案書を平成27年7月24日に受け付けております。本日の選定結果を受けて、選定結果の通知を平成27年9月1日に行った後、仮協定を締結し、平成27年第4回定例市議会において指定の承認後、平成28年1月に協定を締結する予定でございます。

次に、「4 管理対象施設の概要」でございます。「(1) 設置目的等」でございますが、条例上の設置目的としては、市民の健康増進を図ることでございます。ビジョンとしては、市民の健康増進を図ること。ミッションとしては、スポーツ・レクリエーション活動の場を提供する役割を担うとしてございます。次に、4ページでございます。「(3) 指定管理者制度導入に関する市の考え」でございます。表をご覧ください。成果指標を利用者数とし、数値目標を年間1万7千人以上としてございます。過去の実績から、現状維持を目標とした数字でございます。

「5 指定管理者が行う業務の範囲」以降、10ページまでは省略させていただきます。

11ページをお願いいたします。「9 経理に関する事項」でございます。「(1) 指定管理料」でございますが、本施設においては使用料制度を導入しております。このため、指定管理料と管理運営経費は同額となっております。指定管理料の基準額についてでございますが、大宮スポーツ広場における指定期間全体の指定管理料の基準額は、5年間総額で1,141万6千円でございます。以降、第3回スポーツ部会においてご説明させていただきました、他の施設の募集要項と同様となっているので、省略させていただきます。選定要項につきましては、以上でございます。

続きまして、資料4-3「管理運営の基準」でございます。こちらの基準につきましても、第3回スポーツ部会においてご説明をさせていただきましたので、相違点のみ説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。「第2 施設の概要等」の「1 施設概要」でございます。表をご覧ください。所在地は、千葉市若葉区大宮町3417番地。開設日は、昭和62年4月1日。敷地面積は、7,853.43㎡でございます。主な施設としましては、野球場、庭球場、多目的広場、管理棟でございます。使用時間は午前9時から午後5時までで、休場日は年末年始の12月29日から翌年の1月3日まででございます。午前中、施設を見学いただきましたが、駐車場が無いことなどから、主に地元の方に利用していただいております。

次に、5ページをお願いいたします。選定要項でご説明いたしましたが、本施設におきましては使用料制度を採用してございますので、「(5) 使用料制度の留意点」といたしまして、「ア 使用料の徴収」、「イ 使用料の減免」、「ウ 使用料の徴収・管理」について定めてございます。以降18ページまでは第3回スポーツ部会と同様でございますので、省略させていただきます。

19ページをお願いいたします。「第6 その他の重要事項」でございます。「1 修繕」に関しましては、軽微なものを除き、原則として市が実施することとしております。記載はございませんが、他の施設においては100万円までを指定管理者による修繕としてございます。以降については、省略させていただきます。管理運営の基準は、以上でございます。

次に、「選定基準」について説明させていただきます。資料4-4をお願いいたします。審査項目、評価基準につきましては、概ね指定管理者制度の担当部署である業務改革推進課の作成した選定基準のひな形のとおりとなっておりますので、変更点のみご説明させていただきます。4ページをお願いいたします。非公募施設におきましては採点を行わないことから、判定結果を「適」、「不適」としてございます。この場で1点、訂正をさせていただきます。表の一番下の「判定」のところでございますが、現在、「可・不適」となっております。正しくは「適・不適」でございますので、訂正させていただきます。5ページをお願いいたします。「イ 各項目の審査・判定方法」についても同様に、判定を「適」、「不適」としてございます。

その他の変更点について、説明いたします。8ページをお願いいたします。下段の「5施設の管理に要する経費を縮減するものであること。」ですが、他の施設においては収入を含む見積もりの妥当性を判定するものでございますが、本施設においては使用料制度を採用しているため、支出のみの妥当性を判定するものでございます。変更点につきましては、以上でございます。また、選定基準につきましては、ご説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○部会長 ありがとうございます。ただいまのご説明で何か質問はございますでしょうか。

(なし)

○部会長 では、続けて、形式的要件審査（第1次審査）結果及び提案内容審査（第2次審査）において、事務局であらかじめ審査した項目について、ご説明をお願いします。

○安藤スポーツ振興課長 それでは、続きましてご説明させていただきます。

まず、形式的要件審査結果について、ご報告をいたします。資料の4-1でございます。ご覧のとおり、大宮スポーツ広場管理運営委員会は、申請資格の各要件を満たしており、失格事由のいずれにも該当しないことを確認しております。

続きまして、提案内容審査における審査項目のうち、提出書類の内容を基に事務局においてあらかじめ審査した項目について、ご報告いたします。資料4-5の審査表をご覧ください。「5（2）管理経費（指定管理料）」でございますが、資料4-4の選定基準、9ページ上段の表をご覧ください。提案された管理経費の額につきましては、基準額と同額の提案となっておりますので、「適」となります。審査表の「6（2）市内雇用への配慮」でございますが、こちらも資料4-4の10ページの上段をご覧ください。施設従事者に占める市内在住者の割合が100%でございましたので、「A」の「市内在住者が2割以上」であるということから、「適」といたします。形式的要件審査結果報告及び提案内容審査結果報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

○部会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、何か質問ございますか。

○委員 資料4-1の審査項目「エ 千葉県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がない」ということで、「○」となっておりますが、ここは税金を払っていないように思えるんですが。「○」じゃなくて、該当なしの「-」が正しいのではないですか。

○スポーツ振興課 消費税、市税等の滞納がない証明書を提出していただいていたので、「○」とさせていただいたところですが、実際のところは税金を払っていない状態

だと思しますので、おっしゃるとおり、「一」でも良いかと思ひます。

○市民総務課　こちらのほうのファイルの⑧のところに証明が出ております。

○委員　それは拝見していますが、課税されていないのだから、該当なしではないでしょうかということですか。

○委員　論理的には委員のおっしゃるとおりだと思います。

○安藤スポーツ振興課長　委員さんおっしゃるとおりでございますが、そもそもその課税対象である団体ではございませんので、表記の仕方としては、こういった証明書が出ておりますけれども、「一」が正しいと思ひます。申し訳ございません。訂正させていただきます。

○部会長　他にご質問はございますか。

(なし)

○部会長　特にご質問なければ、次に、申請者である千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会へのヒアリングを行いたいと思ひますが、その前に審査表の「2(1)団体の経営及び財務状況」について、公認会計士である織戸委員より、計算書類等を基にご説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員　よろしくお願ひします。タイトルのないファイルの②。見開きで、左が貸借対照表、右側が収支計算書になっております。

まず、右側の収支計算書を見ていきます。「(1)収入①市からの委託料」が225万1,800円。「(2)支出①管理運営費」として227万6,280円。その内訳として、人件費が180万円、事務費11万7,847円云々とありまして、一目瞭然、結論としましては、市からの委託料の範囲で管理運営を行うことがきちんとできていると。特に注意点、問題点はないと思ひます。

次に、左側の貸借対照表。総資産25万円の団体です。ほぼ同額の負債もありまして、毎年、わずかなお金が繰り越されているということで、過去3年と比べましても、大きな変動はありません。従いまして、財政状態につきましても、とり立てて申し上げることはなく、倒産・撤退のリスクは無いと思ひます。以上です。

○部会長　ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、皆様より何かご質問はございますでしょうか。

○委員　私から1点だけよろしいでしょうか。「未収金」、「未払費用」というのはどのような性質のものなのか、分かりますか。

○委員　ちょっと内容が分かりませんので。

○委員　市のほうに伺いたいのですが、よろしいですか。貸借対照表で「未収金」、「未払費用」というのが計上されていますけれども、これらがどのようなものなのか教えていただければと思ひます。

○スポーツ振興課　未収金につきましては、管理委託料が月額となっております。これは3月31日付の貸借対照表ですから、実際、市から3月分の支払いが行われるのが翌月になっておりますので、「未収金」という形になっております。

○委員　時期がずれているということですか。

○スポーツ振興課　はい。同じく3月中に発生した支出について、3月中に支払われなかったものが未払金として計上されております。



○委員 「未払金」と「未払費用」って何か違うんですか。

○委員 同じと思って良いと思います。

○委員 そうですか。本来は分ける必要が無いような項目ということで、結果問題無いということですね。

○委員 はい。

○委員 ありがとうございます。

○部会長 他にご質問ございませんでしょうか。

(なし)

○部会長 それでは、これから千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会へのヒアリングを行います。千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会の方、ご入室ください。

[千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 入室]

○部会長 それでは、10分以内で本日の出席者のご紹介と提案書についてご説明いただけますでしょうか。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 千葉市大宮スポーツ広場の指定管理者における申請をいたしました、大宮スポーツ広場管理委員会でございます。本日はよろしくお願いいたします。

出席者ですけれども、会長でございます。

隣は、受付と会計の担当です。

次に、説明に入ってよろしいですか。

○部会長 はい、お願いします。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 それでは、早速ですけれども、提案書について説明させていただきます。

まず、提案書の1ページをご覧ください。「1 市民の平等な利用を確保するものであること。」ですが、最初に「(1) 管理運営の基本的な考え方」ですが、指定管理者制度は、市の施策や事業の目的をより効果的・効率的に達成するための事業手法であり、施策や事業の目的、目指すべき方向性、市民サービスの提供方法、公共施設の必要性などを踏まえ、さらには、管理経費の縮減を図り、より良い市民サービスを提供していくことを念頭に置き、制度を運用していく必要があると認識、理解してございます。また、指定管理者制度を単なる業務委託としてとらえるのではなく、市と指定管理者との適切なパートナーシップにより、公の施設の管理運営者として、効果を十分に発揮できるよう業務を遂行して参ります。次に、下の段の使用許可に関する業務について、ご説明いたします。使用許可の業務を行うに当たりましては、管理運営の基準、条例、規則を順守し、公正かつ公平に行います。使用の不許可、使用許可の取り消し、使用の制限については、市と協議して行い、その結果については報告して参ります。

2ページをご覧ください。「2 施設の管理を安定して行う能力を有すること。」について説明します。「(2) 管理運営の執行体制」でございます。大宮スポーツ広場管理運営委員会は、地区体育振興会、町内自治会、スポーツ推進委員、スポーツ団体等の代表をもって構成しており、構成員の中から運営委員会の責任者として、会長等の役員を互選してございます。緊急時におきましては、会長が市と連絡を取り合い、会長から各担当者に連絡を行うこととしてございます。次に、表の一番下の組織体制ですが、ご覧のとおり

でございます。

次に3ページ目をご覧ください。表の上段には、組織図に記載した職員の職種、勤務日数、担当業務の内容、年間人件費を一覧にしております。表の下段の職員の配置場所ですが、受付等につきましては、受付窓口である、大宮自治会館に午前9時から午後5時までの間、会長・副会長、事務局長、会計担当者を交代で配置しています。維持管理等については、スポーツ広場に管理者を午前9時から午後5時まで配置をいたします。

次に5ページをご覧ください。「(4) 業務移行体制の整備」でございますが、平成28年4月1日以降の管理運営におきましても、現行の体制を維持し、適切で安定した運営を行って参ります。職員の研修においては、市で研修を実施すると伺っておりますので、参加させていただきます。

次に6ページをご覧ください。「(5) 従業員の管理能力向上策」でございますが、行政で開催される研修会や各種講習会等を受講することで、必要な知識を習得します。

また、利用者からの意見や苦情、要望等を把握し運営に反映していくことで業務水準の維持向上を図って参ります。

次に、7ページをご覧ください。「(6) 施設の保守管理の考え方」、次ページの「(7) 設備及び備品の管理、植栽維持管理、清掃、警備等」についてですが、日常点検を中心に実施することにより利用者の安全性、快適性に配慮いたします。

次に、10ページをご覧ください。「3 施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。」についてでございます。「(1) 関係法令等の遵守」についてですが、最初に、表の一番上の、個人情報の保護の取扱いに関する考え方ですが、法令、条例、規則を遵守し、適切かつ細心の注意を払うなど、個人情報の保護を念頭に置いた適正な情報管理を行います。なお、保管に当たっては、施錠可能なロッカーに収納いたします。次に表の2段目以降に記載してございます、情報公開や行政手続きの明確化、透明化の取扱い、適正な労働条件の確保に関する考え方にありますは、法令、条例、規則に基づくほか、市の指示に従い、適切な運営を行います。

次に、11ページをご覧ください。「(2) リスク管理及び緊急時の対応」についてですが、利用者に対し、防犯、防火、防災等に対する意識の喚起に努めるほか、年1回程度防災訓練を実施いたします。情報漏えいにつきましては、関係法令を遵守するなど、個人情報の保護を念頭においた適正な情報管理を行い、事故や事件防止に努めて参ります。なお、施設賠償責任保険に加入するなどして、適切な補償を行います。

次に、12ページをご覧ください。「4 施設の効用を最大限発揮するものであること。」について説明いたします。「(1) 使用時間、休場日の考え方」についてですが、現状と同様に条例に基づいた使用時間、休場日とすることとしてございます。使用時間については、午前9時から午後5時まで、休場日については、年末年始である12月29日から翌年1月3日までとしてございます。

次に、13ページをご覧ください。「(2) 使用料の設定及び減免の考え方」についてですが、使用料の収納は、現行と同様に、市を代行し条例で定める使用料を収納します。また、収納した使用料につきましては、帳簿を作成し、原則として翌日に金融機関に納入いたします。さらに、実績はございませんけれども、減免に関しましては、条例や規則、管理運営の基準に基づいて対応いたします。対象及び減免額については、記載のとおりで

ございます。

次に15ページをご覧ください。「(4) 施設の利用促進の方策」についてですが、市民の利用促進や利用拡大を図るため、回覧板等の方法により、効果的な広報・宣伝活動を行います。また、本施設の利用者の多くは施設周辺の居住者であることから、声掛けによる利用促進を行います。

次に、16ページをご覧ください。「(5) 利用者の意見聴取、自己モニタリングの考え方」でございますが、事業評価については、多くの利用者から広く施設に対する要望を聞き取り、本施設の管理運営に反映させていくことが、利用者満足度の向上、さらには施設の効用の拡大につながるものと考えております。具体的な内容としては、窓口への意見箱の設置や年1回の利用者アンケートの実施でございます。

次に、18ページをご覧ください。「(7) 成果指標の数値目標達成の考え方」についてですが、市の設定した成果指標に対する目標を設定してございます。

次に、19ページをご覧ください。「(1) 支出見積りの妥当性」でございますが、過去の実績から算出しており、平成28年度の管理運営経費については、平成25年度と平成26年度の実績の平均と平成27年度の見込額を比較して算出してございます。また、平成29年度以降の管理運営費については、消費税の税率を10%として計算してございます。

次に、23ページをご覧ください。収支予算書の総括表でございます。(1) 収入ですが、収入は全て指定管理料で、管理運営に要する経費と同額でございます。平成28年度は、227万2千円、平成29年度以降は、228万6千円としており、5年間の合計は1,141万6千円でございます。24ページから28ページについては、各年度の収支内訳を記載してございます。簡単ですけれども、説明は以上とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明にご質問であるとか、ご意見はございますでしょうか。

○委員 1点だけ、ちょっとお尋ねしたいのですが、先ほどのご説明の中の資料で、14ページは直接ご説明いただけませんでしたでしたが、高齢者の利用が多いと書いてありますけれども。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 高齢者の利用が多いというふうになっていきます。

○委員 実態がそうなんでしょうけれども、それ以外、若い世代に対して、何か働きかけってようなことはお考えでしょうか。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 幼稚園、保育園の子どもたちのサッカー練習や千葉市内の少年野球グループが定期的に利用しています。あとは住民の老人クラブのボッチャの練習、ゲートボールの練習、それと、市の施設ですけれども、お願いして、各町内会の盆踊り大会を実施させていただいています。

○委員 わかりました。ありがとうございます。私は以上です。

○委員 さつき見学させてもらって、大変だなと思って。維持費が大変だなと思いますね。それに、野球場も小さいんですもんね。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 お願いをして造っていただいた施設ですけ

れども、用地買収の範囲をちょっとずらしてもらえると良かったんですが、当時は拒絶されました。それで、下の鉄道の方は「仮」になっていましたから。それで施設を造ったんです。もうちょっと施設が広ければ、本格的な野球もできますね。そうできれば良いと思うんですけど、やはり市の役務の関係、土地買収の関係でどうにもできないという状況でございました。

○委員　　そういう制約がある中やっていっていただくということですね。分かりました。

○部会長　　それでは、よろしいですか。

(なし)

○部会長　　では、これでヒアリングを終了いたします。ありがとうございました。

[千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 退室]

○部会長　　それでは、委員の皆様にはヒアリングの結果を踏まえて、審査をお願いします。審査が終わりましたら、審査表を事務局職員にお渡しください。事務局の集計が終わるまでの間は休憩といたします。

[採点・休憩]

○部会長　　それでは、議事を再開いたします。事務局から集計結果について、ご説明をお願いします。

○山根市民総務課長　　それでは、集計結果をご報告いたします。お手元にお配りいたしました、審査結果集計表をご覧ください。ご覧のとおり、全ての項目につきまして、提案書の内容は、管理運営の基準と適合するものであると判断されました。以上でございます。

○部会長　　ありがとうございました。それでは、この審査結果を踏まえ、意見交換に移ります。申請者の提案書の内容について、ご意見、ご要望はございますでしょうか。

○委員　　午前中、スポーツ広場を見せていただいたんですが、確かに物理的に狭いものはどうしようもないですから、その割には良く管理して、頑張っているんじゃないかと思えます。ただ、野球場のフィールドの芝の部分に、段差が非常にあったんです。あそこはちょっと見直していただきたい。長年、砂が運ばれて、どんどん減ってしまうからですよ。

○スポーツ振興課　　検討いたします。

○委員　　芝の範囲が広いからね。以上です。

○部会長　　ご意見としては、このままの管理運営者で良いという、そういうご意見でしたか。

○委員　　はい。

○部会長　　ありがとうございます。

○委員　　委員と同じように、とても良くやっていらっしゃると思います。

一つ、これもちょっと難しいんでしょうけど、やはり駐車場ですね。あれだけ立派な設備で駐車場が無いというところ、利用者を限ってしまっていますので、とてももったいないと思います。何らかの形で、遠くからも利用できるように、方策を考えていただけないかと思います。

○部会長　　市と協議していただいて。

○委員　　そうですね、もちろんそれで。

○部会長　　さらなる利用促進の方策を考えるということで。

○委員　　そういうことです。

○部会長　　わかりました。他にございますでしょうか。

○委員　　強いて言えば、難しいこととは思いますが、非常に運営は頑張っているということはあるとして、今後を考えると、運営体制の若返りの部分が少し課題かなというようには感じます。

○部会長　　ありがとうございます。他よろしいでしょうかね。

(なし)

○部会長　　ありがとうございました。まず、提案書及びヒアリング内容から、千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会の提案内容は、概ね管理運営の基準を満たしたものと判断することによろしいでしょうか。

(異議なし)

○部会長　　各委員からご意見がありました。まず一つ目、引き続き適切な管理運営を行われないということ。二つ目、市とも協議し、駐車場の改善等利用促進を図られたいということ。可能であれば、運営体制の若返りもお願いしたいと。意見につきましては、事務局及び所管課から千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会にお伝えいただき、次期指定期間における施設の管理運営に十分反映させることとしてください。

それでは、千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会の提案内容は、管理運営の基準等を満たしたものであるため、当委員会は千葉市大宮スポーツ広場の管理を適切かつ確実に行うことができるものと判断いたしました。

続いて、議題3の「千葉市宮崎スポーツ広場の管理運営の基準等及び提案について」に移ります。まず、所管課より、千葉市宮崎スポーツ広場の非公募となった経緯及び管理運営の基準等について、ご説明をお願いいたします。

○安藤スポーツ振興課長　　それでは、引き続きスポーツ振興課から説明させていただきます。次期指定期間を非公募とした経緯につきましては、こちらも大宮スポーツ広場と全く同様でございます。したがって、内容につきましては省略をさせていただきます。なお、宮崎スポーツ広場につきましても、基本的には運営体制、施設内容等、大宮スポーツ広場と同様になっておりますので、ポイントを絞ってご説明をさせていただきます。

それでは、会議資料のご説明に移らせていただきます。資料5-2をお開きください。「選定要項」でございます。その4ページをお願いいたします。「(3) 指定管理者制度導入に関する市の考え」でございます。成果指標を利用者数といたしまして、数値目標を年間9千人以上としてございます。こちらも大宮スポーツ広場と同様に、過去の実績から現状維持を目標としたものでございます。

続きまして、11ページでございます。「9 経理に関する事項」でございますが、こちらも大宮スポーツ広場と同様、使用料制度を導入いたしておりますから、指定期間全体の指定管理料の基準額につきましては、1, 141万6千円となっております。これも大宮スポーツ広場と同額でございます。

続きまして、資料の5-3「管理運営の基準」になります。3ページをお開きください。「1 施設概要」ですが、所在地は千葉市中央区宮崎2丁目5番地14。開設日は昭和62年4月1日。施設面積は2, 722. 45㎡。主な施設でございますが、庭球場のオールウエザーコート2面と管理棟でございます。使用時間は午前9時から午後5時まで。

休場日は年末年始の12月29日から翌年の1月3日までとなっております。こちらは大宮スポーツ広場同様、地元の方を中心に利用されている施設でございます。以上、簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。これまでの説明で何かご質問ございますでしょうか。

(なし)

○部会長 では、続けて形式的要件審査（第1次審査）の結果及び提案内容審査（第2次審査）において事務局であらかじめ審査した項目について、ご説明をお願いします。

○安藤スポーツ振興課長 それでは、形式的要件審査の結果についてのご報告をさせていただきます。

資料5-1をご覧くださいと思います。宮崎スポーツ広場管理運営委員会は申請資格の各要件を満たしており、失格事由のいずれにも該当していないことを確認しております。

続きまして、提案内容審査における審査項目のうち、提出書類の内容ごとに事務局においてあらかじめ審査した項目について、ご報告いたします。資料5-5でございます。まず、「5（2）管理経費（指定管理料）」でございますが、提案された管理経費の額はこちらも資料5-4の選定基準の9ページ上段にあります基準額と同額であるため、「C」の「基準額と同額」になります。これは「適」ということでございます。審査表の「6（2）市内雇用への配慮」につきましても、施設従事者に占める市内在住者の割合が100%であったため、資料5-4の選定基準の10ページの上段にあります、「A」の「市内在住者が2割以上」というところに該当しますので、「適」といたしました。形式的要件審査の結果報告及び提案内容審査の結果報告は以上となります。よろしく申し上げます。

○部会長 ありがとうございます。ただいまのご説明で何かご質問ございますでしょうか。

(なし)

○部会長 では、申請者である千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会からヒアリングと行いたいと思いますが、その前に審査表の「2（1）団体の経営及び財務状況」について、公認会計士である織戸委員より、計算書類等を基にご説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員 もう一冊のブルーでタイトルの無いファイル。これの宮崎スポーツ広場管理運営委員会の②です。先ほどと同じように見開きで左側に貸借対照表、右側に収支決算書が載っております。右側の収支決算書から見ていきます。

委託料収入225万1,800円。先ほどの大宮スポーツ広場と全く同じ数字です。過去3年の数字も見ましたが、ほぼ、これと同じような数字です。この収入をもとに支出の部、人件費184万3,200円。その他、事務費、管理費等がありまして、次年度繰越金として約12万6千円残りました。これも、結論としては大宮スポーツ広場と同様、市からの委託料の範囲内で十分に管理運営をなさっていると。特に注意点、問題点は無いと思います。

左側の貸借対照表、これも大宮スポーツ広場とほぼ同じようなサイズですし、過去3年間を見ても大きな変動はございません。これにつきましても特に問題は無いと思います。

以上です。

○部会長　　ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何かご質問ございますでしょうか。

○委員　　1点、市の方に質問したいんですけども。この指定管理者は、純資産12万6千円、繰越金がありました。あまり大きくなるとちょっと問題になるわけですけども、幾らぐらいであれば市へ上納するような形になるのですか。あるいは委託料収入の調整が必要になってくると思いますけれども、今の段階では問題ないとお考えでしょうか。お願いします。

○安藤スポーツ振興課長　　繰越金につきましては、あまり多額の額が積み上がることは、健全ではないと思っています。ただし、年度におきまして小破修繕が何箇所か出てきますので、その費用にこういった繰越金を充てていただくということで対応してほしいと思っています。特に額につきましては、どこまでが妥当なのかというところは定めておりませんが、5年間の指定期間を通じて、収支がとんとんとなるような形での運営をしていただければと思っています。

○委員　　ありがとうございます。

○部会長　　他によろしいでしょうか。

(なし)

○部会長　　それでは、これから、千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会のヒアリングを行います。千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会を入室させてください。

[千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会　入室]

○部会長　　それでは、10分以内で、本日の出席者の紹介と提案書について、ご説明をお願いします。

○千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会　千葉市宮崎スポーツ広場指定管理における申請をいたしました、宮崎スポーツ広場管理運営委員会です。本日はよろしくお願いたします。

宮崎スポーツ広場管理運営委員会の会計を担当しておりまして、事務補佐をしている者です、よろしくお願いたします。

それでは、提案書について説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、提案書の1ページをご覧くださいませ。「1 市民の平等な利用を確保すること。」のところですが、最初に「(1) 管理運営の基本的な考え方」ですが、指定管理者制度は市の施策や事業の目的をより効果的、効率的に達成するための事業手法であり、より良い市民サービスを提供していくことを念頭に置いて、制度を運用していく必要があると理解しております。管理運営に当たっては、千葉市スポーツ広場設置管理条例等を遵守し、市の代行者としての役割を十分認識した上で、その責務を果たします。次に、下の段の使用許可に関する業務について、ご説明いたします。使用許可の業務を行うに当たりましては、管理運営の基準、条例、規則を遵守し、公正、公平に行います。使用の不許可、使用許可の取り消し、使用の制限については、市と協議し行い、その結果については報告して参ります。

次に、2ページをご覧くださいませ。「2 施設の管理を安定して行う能力を有すること。」についてご説明します。「(2) 管理運営の執行体制」でございます。宮崎スポ

一ツ広場管理運営委員会は、スポーツ振興会、町内自治会連絡協議会、学校体育施設開放委員会、地元町内会の会長や委員をもって構成しております。この中から運営委員会の責任者として、会長等の役員を選出しております。次に、緊急時におきまして、会長が市と連絡をとり合い、会長から各担当者に連絡を行います。次に、表の一番下の組織体制ですが、管理運営委員会の組織体制はご覧のとおりでございます。

次に、3ページをご覧くださいませ。表の上段には、組織図に記載した職員の職種、勤務日数、担当業務の内容、年間人件費を一覧にしております。下段の職員の配置場所ですが、受付窓口である管理棟に午前9時から午後5時までの間、会計及び事務担当者を交代で配置しています。

次に、5ページをご覧くださいませ。「(4) 業務移行体制の整備」でございますが、平成28年4月1日以降の管理運営におきましても、現行の体制を維持し、適切で安定した運営を行って参ります。職員の研修におきましては、市で研修を実施すると伺っておりますので、参加することとしてございます。

次に、6ページをご覧くださいませ。「(5) 従業員の管理能力向上策」でございますが、行政で開催される研修会や講習会を受講することで必要な知識を習得します。また、利用者からの意見や苦情、要望等を把握し、運営に反映していくことで業務の水準の維持向上を図っております。

次に、7ページをご覧くださいませ。「(6) 施設の保守管理の考え方」、次のページの「(7) 設備及び備品の管理、植栽維持管理、清掃、警備等」についてですが、日常点検、清掃を中心に実施することにより、利用者の安全性、快適性に配慮いたします。

次に、10ページをご覧くださいませ。「3 施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。」について、説明いたします。「(1) 関係法令等の遵守」についての個人情報保護の取り扱いに関する考え方ですが、法令、条例、規則を遵守し、適切かつ細心の注意を払うなど、個人情報保護を念頭に置いた適正な情報管理を行います。業務の実施に当たって知り得た事項を第三者に漏らさない等、秘密の保持に努めます。なお、保管に当たっては、施錠可能な場所に保管いたします。次に、表の2段目以降に記載してございます、情報公開や行政手続の明確化、透明化の取り扱い、適正な労働条件の確保に関する考え方につきましては、条例、規則に基づく他、市の指示に従い、適切な運営を行います。

次に、11ページをご覧くださいませ。「(2) リスク管理及び緊急時の対応」についてですが、利用者に対し、防犯、防水及び防災等に対する意識の喚起に努めます。情報漏えいにつきましては、関係法令を遵守するなど、個人情報保護を念頭に置いた適正な情報管理を行います。事故あるいは事件防止について努めております。なお、施設賠償責任保険に加入するなどし、適切な補償を行います。現在、実施しております。

次に、12ページをご覧くださいませ。「4 施設の効用を最大限発揮するものであること。」について説明をします。「(1) 使用時間、休場日の考え方」についてですが、現状と同様に、条例に基づいた使用時間、休場日とします。使用時間については、午前9時から午後5時まで。休場日については、年末年始である12月29日から翌年1月3日までといたします。

次に、13ページをご覧くださいませ。「(2) 使用料の設定及び減免の考え方」につい



てですが、使用料の収納は現行と同様に、市を代行し条例で定める使用料を収納します。また、収納した使用料につきましては、帳簿を作成し、原則として翌日に金融機関に納入いたします。さらに、実績はございませんが、減免に関しましては、条例や規則、管理運営の基準に基づいて対応いたします。対象及び減免額については、記載のとおりでございます。

続きまして、15ページをご覧ください。「(4) 施設の利用促進の方策」についてですが、市民の利用促進や利用拡大を図るため、回覧板等の方法により、効果的な宣伝活動を行います。また、本施設の利用者の多くは施設周辺の居住者であることから、声掛けによる利用促進を行います。

次に、16ページをご覧ください。「(5) 利用者の意見聴取、自己モニタリングの考え方」でございますが、利用者アンケートの実施方法及び利用者の評価の収集方法については、窓口に意見箱を設置するなど、多くの利用者から広く施設に対する要望を聞き取り、本施設の管理運営に反映させていくことが、より安全で快適な施設運営につながり、利用者満足度の向上、さらに施設の利用の拡大につながるものと考えます。また、毎年1回は利用者アンケートを実施することなど、モニタリングを行うとともに、適宜自己評価を実施し、その結果を事業報告書にまとめ、市に報告します。

次に、18ページをご覧くださいませ。「(7) 成果指標の数値目標達成の考え方」についてですが、市の設定した成果指標及び目標のとおり設定してございます。

次に、19ページをご覧ください。「(1) 支出見積りの妥当性」でございますが、過去の実績から算出しており、平成28年度の管理運営経費については、平成25年度、平成26年度の実績の平均と平成27年度の見込み額を比較して算出いたしました。また、平成29年度以降の管理運営費については、消費税の税率を10%として計算してございます。

次に、23ページをご覧ください。収支予算書の総括表でございます。「(1) 収入」ですが、収入は全て指定管理料で、管理運営に要する経費と同額でございます。平成28年度は227万2千円、平成29年度は228万6千円としており、5年間の合計は1,141万6千円でございます。なお、24ページから28ページにつきましては、各年度の収支内訳をつけてございます。以上、説明を終わらせていただきます。

○部会長　　ありがとうございました。委員より何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員　　それでは、私から1点だけ質問させていただきますけれども。提案書の3ページのところですけれども、人件費の支払いを3名にしていらっしゃいますけど、これは実働の方に対して報酬を支払っているというような感じですか。

○千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会　　そうでございます。会計の中にも事務がおりますので、実質的には二人の事務員で年間通して行っております。

○委員　　7番の方と15番の方が事務二人扱いということで。

○千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会　　そうでございます。

○委員　　逆に、それ以外の方は、完全にボランティアでなされているということですね。

○千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会　　ええ、そうでございますね。

○委員　　わかりました。ありがとうございます。

○部会長 他にご質問等よろしいでしょうか。

(なし)

○部会長 それでは、これでヒアリングを終了いたします。

[千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会 退室]

○部会長 それでは、委員の皆様、今のヒアリングを踏まえて審査をお願いいたします。また、審査が終わりましたら、審査表を事務局職員にお渡しください。先ほどと同様に事務局の集計が終わるまでの間、休憩といたします。

[採点・休憩]

○部会長 それでは、議事を再開いたします。事務局から集計結果についてご説明をお願いします。

○山根市民総務課長 集計結果をご報告いたします。お手元にお配りしました審査結果集計表をご覧ください。ご覧いただきますとおり、全ての項目につきまして、提案書の内容は管理運営の基準等と適合するものであると判断されました。以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。それでは、この審査結果を踏まえて意見交換に移ります。申請者の提案書の内容について、ご意見、ご要望ございますでしょうか。

○委員 結局これも市民とか町内会の皆さんが管理運営されているということで、大宮スポーツ広場管理運営委員会さんとほとんど同じかなと。さっき委員が言われたように、やっぱり管理者が結構高齢者なんですよね。だから、なかなか若い人で管理してくれる人ができないんじゃないかなと。そういうところを上手にやれば若い人も増えてくるのかなと思うんだけど。

○部会長 ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。

○委員 全く同じです。

○委員 あとは特にございません。

○委員 良く管理されていると思います。

○委員 まあ現状維持ということですね。

○委員 そうですね。今の方も非常にはっきりしていますし。前と比較しては何ですけども、良いと思います。

○部会長 ありがとうございます。他によろしいでしょうか。

(なし)

○部会長 では、提案書及びヒアリング内容から、千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会の提案内容は、管理運営の基準等を満たしたものと判断するというのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○部会長 委員の皆様からご意見のありました、引き続き適正な管理運営に努められたいということ、運営可能であれば職員の若返りをお願いしたいということにつきましては、事務局及び所管課から千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会にお伝えいただき、次期指定期間における施設の管理運営に十分反映させることとしてください。

それでは、千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会の提案内容は、管理運営の基準を満たしたものであるため、当委員会は千葉市宮崎スポーツ広場の管理を適切かつ確実に行うことができるものと判断いたしました。

続いて、議題4「千葉ポートアリーナの管理運営の基準等及び提案について」に移ります。まず、所管課より千葉ポートアリーナの非公募となった経緯及び管理運営の基準等について、ご説明をお願いいたします。

○安藤スポーツ振興課長　それでは、千葉ポートアリーナについて、ご説明をいたします。始めに次期指定期間を非公募にする経緯について説明させていただきます。スポーツ広場の選定の際にご説明しましたとおり、指定管理者の選定については公募が原則となっております。千葉ポートアリーナにつきましては、設置管理条例第15条におきまして、公募で募集を行うことと定められてございます。ただし、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第2条第3号によりまして、市の施策その他の事由により公募の方法によらないことについて合理的な理由があるときは例外的に非公募とすることができる旨が定められております。千葉ポートアリーナにつきましては、東京オリンピック・パラリンピックに向けた事前キャンプ地として想定されていることや障害者スポーツ施策のさらなる展開によりまして、施設利用が大幅に制限され、収益性も低下することが見込まれております。このため、収益を目的としない公益財団法人が管理することが適しているものと考えております。また、東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプの誘致等、市の施策の実現には、市と密接かつ連動した安定的、継続的な運営も求められることから、市のスポーツ施策と一体となった柔軟かつ弾力的な管理運営は、市の施策を補完いたします外郭団体が適してございます。現在の指定管理者でもございますスポーツ振興財団は、外郭団体かつ公益法人でございまして、総合評価においても管理能力、運営実績とも良好で継続性が確保できるとともに適切な運営が可能であると判断し、非公募で選定するものでございます。

続きまして、会議資料についてご説明をいたします。資料6-2をご覧ください。「千葉ポートアリーナ指定管理者選定要項」でございまして、これにつきましては、大宮・宮崎スポーツ広場と同様に、第3回スポーツ部会でご説明いたしました、こてはし温水プール、その他スポーツ施設等と概ね同様でございますので、ポイントを絞って説明させていただきます。

最初に3ページをご覧いただきたいと思っております。「3 選定の概要」についてでございます。こちらのほうは、先ほどの大宮・宮崎スポーツ広場と同じでございまして、指定議案の提出を平成27年第4回の市議会定例会に提出し、ご承認をいただいた後、平成28年1月に仮協定を締結するということが明記されております。

次に、「4 管理対象施設の概要」でございまして、まず、「(1) 設置目的等」でございまして、千葉ポートアリーナ設置管理条例では、設置目的をスポーツの振興及び文化の向上を図るための施設としてでございます。この設置目的を踏まえ、千葉ポートアリーナの目的・目指すべき方向性を示したビジョンは、トップスポーツのホームゲーム開催や競技スポーツの国際大会・全国大会の開催、市民総体等の市民レベルの大会の開催のほか、障害者スポーツ施策の展開における拠点等、市スポーツ施策の中心的な役割を果たすこととしてでございます。また、このビジョンを実現するため、ミッションは、市スポーツ施策と一体となり、東京オリンピック・パラリンピックに向けた事前キャンプ受入れや障害者スポーツ大会の受け入れ、更には市内他施設において需要の吸収が困難な市民レベルの大会等の受け入れを中心に行うことといたしました。次に、「(3) 指定管理者制度導入に関する

る市の考え」についてですが、ここでは本施設の管理運営において、市が設定する成果指標、数値目標を下の表に示してございます。成果指標につきましては、①として施設利用者数、②としてスポーツ教室開催数としてございます。数値目標につきましては、①として施設利用者数が年間25万人以上、②としてスポーツ教室開催数が年間20教室以上としております。

11ページをお開きください。「9 経理に関する事項」についてでございます。

「(1) 指定管理者の収入として見込まれるもの」のうち、「イ 指定管理料」ですが、指定管理料は管理運営経費から利用料金を差し引いたものでございます。指定管理料の基準額でございますが、当施設の管理に係る指定期間全体の指定管理料の基準額は、5年間で総額9億8,147万1千円でございます。提案書の評価は、この基準額の5年間の総額でございます。なお、この基準額には消費税及び地方消費税を含んでおります。

次に、資料6-3をご覧くださいと思います。「管理運営の基準」でございます。こちらの3ページをお願いいたします。「第2 施設の概要等」の「1 施設概要」でございます。所在地は、千葉市中央区問屋町1-20。開設は平成3年3月25日。敷地面積は1万5,994.83㎡。延床面積は1万9,509.02㎡でございます。主な施設はメインアリーナ・サブアリーナ、トレーニング室(1)・トレーニング室(2)、体力測定室、幼児体育室、その他諸室、地下施設でございます。施設の特徴につきましては、表の最後のところをご覧くださいと思います。

以降、28ページまでは第3回スポーツ部会で説明をさせていただきましたので、省略させていただきます。29ページをお願いいたします。「第6 その他の重要事項」でございます「1 駐車場」に関しまして、「(1) ポートアリーナ以外の民間管理会社の管理の対象範囲」、「(2) 管理会社との連絡・調整」を示してございます。「2 光熱水費等」に関しまして、「(1) 行政財産目的外使用許可部分、地下駐車場部分及び自動販売機に係る光熱水費等」の取り扱い、「(2) 光熱水費等の期ずれ処理」について、「(3) 公衆電話」の取り扱いについて示してございます。「3 修繕」でございますが、1件当たり100万円までを指定管理者による修繕としてございます。「4 管理運営に要する費用」でございますが、平成23年度から平成26年度までの管理運営に要した費用について記載してございます。「5 市スポーツ施策の展開に伴う減免対象大会等の利用」についてでございますが、こちらには本施設において障害者スポーツ推進の施策を進める中で、収益性の低下が見込まれる旨と、今年度以降の利用見込み日数について記載してございます。以降につきましては、他施設と同様となっておりますので、省略させていただきます。

管理運営の基準については以上でございまして、次に選定基準について説明をさせていただきます。資料6-4をご覧くださいと思います。審査項目、評価基準につきましては、概ね指定管理者制度の担当部署である業務改革推進課の作成した選定基準のひな形のとおりとなっておりますので、変更点のみ説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。公募施設と項目は同様ですが、非公募施設におきましては、採点を行わないことから判定結果を「適」、「不適」としてございます。

「3 提案内容審査」の「(1) 審査の方法」についてでございますが、「ア 審査項目」におきまして、指定の基準・審査項目を記載してございます。こちらのほうにつきま

しても、一番下段の判定のところ、現在「可・不適」となっておりますけれども、こちらは「適・不適」の誤りでございますので、訂正をお願いしたいと思います。続きまして、5ページをご覧ください。「イ 各項目の審査・判定方法」、「(ア) 判定の原則」でございますが、こちらは各審査項目における判定基準について記載してございます。なお、「(イ) 上記原則によらない審査項目」に記載した審査項目につきましては、それぞれ別途判定基準を設けてございますので、そちらの基準に基づき判定をお願いいたします。続きまして、10ページをお願いいたします。「6 その他市長が定める基準」でございますが、こちらの基準につきましては、公募施設の場合には加点項目となっております、いずれの評価の場合においても失格の検討は行わないことから、この非公募施設におきましても判定が「不適」となった場合でも失格の検討は行わないこととしております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○部会長 ありがとうございます。

ここまでの説明で何かご質問ございますでしょうか。

○委員 すみません、私から1点お願いします。先ほど、非公募である理由として大きく二つ。一つはオリンピック・パラリンピック対応ということで、もう一つは障害者スポーツの普及について千葉市が協調的にやられるということをおっしゃっていましたが、それを指定管理者に説明されましたか。

○安藤スポーツ振興課長 現在のスポーツ振興財団には説明をしてございます。

○委員 では、十分ご理解いただいているはずだということですね。分かりました、ありがとうございます。

○部会長 他によろしいでしょうか。

(なし)

○部会長 では、続けて形式的要件審査(第1次審査)の結果及び提案内容審査(第2次審査)において、事務局であらかじめ審査した項目について、ご説明をお願いします。

○安藤スポーツ振興課長 それでは、まず形式的要件審査結果について、ご報告いたします。資料6-1をご覧くださいと思います。

ご覧のとおり千葉市スポーツ振興財団は申請資格の各要件を満たしておりまして、失格事由のいずれにも該当しないことを確認いたしました。

なお、申請資格のキの要件につきましては、従業員数が50人に満たないことから制度対象外であるため、該当とならない項目としてございます。

続きまして、提案内容審査における審査項目のうち、提出書類の内容を基に事務局においてあらかじめ審査した項目について、ご報告をいたします。資料6-5をご覧ください。まず、「5(2) 管理経費(指定管理料)」でございますが、恐れ入りますが資料6-4の9ページの表の下段のほうをご覧くださいと思います。

提案された管理経費の額を基に、1番目の※の数式に当てはめた結果、基準額からの削減率といたしましては、2.1%で、「B」の「目標削減率を超えていないが基準額の範囲内である。」に該当いたしますので、「適」としたものでございます。

審査表の「6(2) 市内雇用への配慮」でございますが、こちらも資料6-4の10ページの中段でございます。施設従事者に占める市内在住者の割合が40%であったことから、こちらの市内雇用の配慮は「市内在住者が2割以上」というところに該当いたしま

すので、「適」といたしました。審査表に戻りまして、最後に、「6（3）障害者雇用の確保」についてでございますが、団体の従業員数が50人に満たないことから、障害者雇用制度の対象とならず、「適」と判断をしたものでございます。

形式的要件審査及び提案内容審査の結果報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

○部会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして何かご質問ございますでしょうか。

（なし）

○部会長 それでは、申請者である公益財団法人千葉市スポーツ振興財団へのヒアリングを行いたいと思いますが、その前に審査表の「2（1）団体の経営及び財務状況」について、公認会計士である織戸委員より、計算書類等を基にご説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員 タイトルのないブルーのファイルの公益財団法人スポーツ振興財団。ちょっと細かい点が、これを見ただけでは全然わからないんですけども、わかったところの大きな話だけしていきたいと思っております。

まず、この貸借対照表の左側のページの一番下に資産合計があります。今年度の金額が8億1,700万円、前年度が8億2,500万円、ほぼ同様の数字です。右側のページ一番上の「II負債の部」とあります。これもほぼ真ん中ぐらい、負債合計、この数字も今年度の2億6,400万円に対して、前年度の2億6,800万円。負債総額もほぼ一緒だということは、右側のページの一番下から2行目正味財産合計、財団にとっての正味財産の合計が当期5億5,200万円に対して、前年度5億5,600万円というように、会社の財政状態及び規模を示す主要な三つの数字がほぼ去年と同じ。前期と比べて大きな変動がございません。まず、これが1点ですね。ここからわかる極めて常識的なことですが、この資料では特に大きなことは無かったと。ほぼ同じように推移しているということがわかるかと思っております。

そして、もう一度左側のページを見ていただきますと、左側のページに当年度の数字ですね。ちょっと印をつけていただくと一番上の数字、現金預金2億7,900万円。10行ぐらい下の投資有価証券、これが2億円ちょうど。そこからさらに10行ぐらい下の退職給付引当資産、これが2億1,700万円。それともう一つ、投資有価証券の一つ上の定期預金2千万円。以上の四つを足すと7億1,600万円になります。

総資産が8億1,700万円ですが、今印をつけた7億1,600万円、パーセンテージにして88%ですね、これが時価のはっきりしている資産。土地だとか有価証券ですけど、土地だとか商品、これだと実際の価値が棄損している場合があるんですけども、この財団の今読んだものは全て時価のはっきりしているものです。現金預金は、もちろんこの金額だけ銀行口座にあるものですし、2番目の定期預金も同じように口座にあるものです。3番目の投資・有価証券2億円とありますが、時価が2億3,800万円ありまして上回っています。そして退職給付引当資産、これも大丈夫なようです。というように、この財団の貸借対照表に載っている財産は、ほぼ全てそのままの価値がある。財産が大きく棄損していると考えする必要は全然ない。ちゃんとしっかりしていますよ、ということが分かるかと思っております。

もう一つ、これは数字の比較ですが、右のページの「Ⅱ負債の部」「1.流動負債」の流動負債合計が4,400万円です。この4,400万円はすぐにでも払わなくちゃいけない金額ですが、さっき見たように現金預金が2億7,900万円ありますので、資金繰りに危惧するようなことはまずないと、ざっと大きな目で見ただけですが、財政状態には特に問題は無いと考えられます。

次に、今年の収益はどうだったのかというのを見てみますと、「正味財産増減計算書」が一般の会社という損益計算書にほぼ匹敵します。利益がどこになるかと見ますと、さらに1ページ開いていただくと、左側一番上は科目、次に経常費用計、次が評価損益等調整前当期経常増減額があって、「2.経常外増減の部」の「(2)経常外費用」とありまして、この5行ぐらい下ですね、税引前当期一般正味財産増減額、これがこの1年の利益。10万382円利益が出ましたよ、ということを示しています。さらに、この10万円の内訳が右のページ。タイトルを言いますと「正味財産増減計算書内訳表」というのがあります。これを見ると、この10万円の利益が公益目的事業からなのか、収益事業等からなのかが分かります。ちょっとまたお手数ですが印を付けていただきたいんですが、この右側のページですね。これの真ん中あたりに「経常収益計」というのがあります。これの最初の数字が2億9,169万7千円、次が7,320万3千円、右に行くんですね。次、3億6,490万円という数字、分かりますでしょうか。これが公益目的事業の収益の合計です。3億6,490万418円に印を付けてください。一方、この箱の右半分は収益事業の金額です。今、印をつけた数字から四つ右に飛んでいただく、1億1,022万1,114円、これが収益事業の収益合計です。次のページの中ごろに「経常費用計」があります。経常費用計の右に三つ、3億9,574万7,839円が公益目的事業の金額。印です。それから四つ右側の8,022万9,031円も印を付けてください。で、もう一度前のページに戻っていただくと、公益目的事業は3億6,400万円の収益がありました。一方、費用はどうかというと次のページ、3億9,500万円でした。ということで、公益目的では3,084万7千円の赤字が出ました。一方、収益事業のほうは、前のページの収益1億1千万円になり、費用が8千万円ちょっとでしたので、2,999万2千円の利益が出ました。大ざっぱに言いますと、公益目的で3千万円の赤字、収益事業等で3千万円の黒字でバランスがとれましたと。10万円ちょっと利益があるという状況です。ですので、ここから見えてくることは、今言いましたとおり、公益目的事業と収益事業がバランス良く行われていると、結果的に見るとですね。財務諸表から読めることは以上です。

○部会長　ありがとうございます。結論としてどうでしょうかね。

○委員　これ見ると問題ないんです。と言いますのは、後で財団の方が来られたら質問したいのですが、貸借対照表の数字、これがスポーツ部会第1回の決算書の数字と違っていているんですね。繋がっていないんです。そういう問題があるので。今日いただいた資料が正しいのであれば、まずは問題ないのですが。なぜ違っていているのですかというのをちょっとお聞きしてからでないと申し上げられない。

○部会長　意見が出ないんですね。ちなみに、この今いただいているものだけで判断するとどうですか。

○委員　特に問題はないと思います。

○部会長　問題ないですか。非常に良いとか何か。私ども全く素人なので、その評価を

つけるに当たって、参考となるご意見をいただければと思います。A、B、C、D、Eというので評価をつけると。

○委員 Cだと思います。与えられた条件内で適切に管理運営がなされているのではないかと思います。

○部会長 エクセレントというわけではない。

○委員 ではないです。

○部会長 分かりました。では、先ほどご指摘の点については、後でまた伺うということをお願いします。ただいまご説明いただきましたことについて、何か委員の皆様からご意見がございますでしょうか。

(なし)

○部会長 それでは、これから公益財団法人千葉市スポーツ振興財団へのヒアリングを行います、もういらしてますか。

○スポーツ振興課 はい。

○部会長 では、入室をお願いします。

[公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 入室]

○部会長 それでは、10分以内で本日の出席者の方のご紹介をいただいて、提案書についてご説明をお願いします。説明が終わりましたら、私ども委員から質問させていただきますので、明確にお答えください。よろしくお願いします。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 スポーツ振興財団でございます。よろしくお願いいたします。スタッフの紹介をさせてもらいたいと思います。理事長でございます。

隣が、常務理事です。

事務局次長でございます。

補佐でございます。

主査でございます。

当財団は平成3年に設立をいたしまして、平成24年に公益財団法人に変更しております。現在は、スポーツの普及振興の事業等を運営しております、3か所の施設の管理運営を行っております。一つが今回の対象となっております、ポートアリーナでございます。もう一つが、先の東京オリンピックのセーリング会場の最終候補地となりました稲毛ヨットハーバー、それからもう一つ、青葉の森スポーツプラザにおきまして、野球場と公認のトラックがあります陸上競技場、それからテニスコートを備えた施設、そちらの3か所の管理運営を担っております。

スタッフ数は正職員が20名。あと、施設によって異なりますけども非常勤職員20数名起用してやっております。スタッフの方は全員、緊急時に備えまして救急救命講習などを必修としておりまして、さまざまな形で緊急対応ができるような形でございます。

細かい今回の提案の内容につきましては、常務理事のほうから説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 それでは、ポートアリーナの指定管理者事業提案書を説明させていただきます。お手元の資料の1ページをお開きください。私からは、基本方針あるいは基本的な考え方、管理運営のあり方、それから、最後に新規事業における費用について、かいつまんでご説明をさせていただきます。



まず、1 ページをご覧くださいと思います。(1) の四角の中でございます。管理運営の基本的な考え方の中で「1 基本方針」でございまして、公益財団法人千葉市スポーツ振興財団、24 年度に公益法人として認定を受けております。市民のスポーツあるいはレクリエーション活動を普及・振興に関する事業やスポーツ及びレクリエーションを通じた地域のコミュニティづくりの支援を行うことによりまして、市民の健全な心身の発達、明るく豊かな地域社会の発展に寄与することを目的として、現在、活動をしておるところでございまして、今後、この計画を踏まえ、公益性を追求しまして指定管理業務に取り組んで参りたいと考えます。次に、指定管理者制度の効果についてでございます。公の施設の管理運営に対しまして、民間事業者のほうがこれを活用することによりまして、効率的な施設の運営、それから多様な市民ニーズへの対応を図ることができます。これにより市民サービスの向上、また千葉市の施策実現に貢献できるものと考えております。この効果を最大限に発揮するため、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーション、文化に親しむことができ、コミュニティとして交流の場を創造し、市民サービスの向上、効率的な管理運営を基本方針として定め、管理運営を行って参りたいと考えています。

次に、「2 基本的考え方」でございまして、スポーツ振興財団は本アリーナをはじめとします市の公共施設、これの管理運営に約25 年間の実績があります。そこで得た豊富な経験を生かしまして、千葉市基本計画に定められております「支えあい安らぎを生む、あたたかなまちへ」「豊かな心が育ち、新たな価値が生まれるまちへ」といった施策への貢献を念頭に管理運営を行って参りたいというふうに考えております。

また、ただいま述べました基本方針を含む「公正・公平な市民利用」、「安全・安心・使いやすい施設の提供」、「指定管理料の抑制」、三つの課題を念頭に置きまして、公の施設を利用する個人や団体、これの多様なニーズへの対応、経費の抑制を図ることを効果的な管理運営に努めて参る所存でございまして、次に、(1) ですが、具体的に市民サービス向上の実現につきましては、公正・公平な利用を実現し、市民の利用機会の平等化を実現するものでございまして、安全・安心・使いやすい施設の提供を目指し、市民サービスの向上につなげて参る所存でございまして、「(2) 効率的な管理運営の実現」につきましては、指定管理者制度を踏まえ、公の施設の設置の目的、効用を補完かつ強化させる手段として子どもから高齢者の方、障害者など全ての市民を対象とした事業を展開し、千葉市の施策実現に貢献して参りたいと考えております。管理運営体制につきましては、安定した経営基盤のもと固定費等の抑制に努め、効率的な管理運営を実現いたします。2 ページをお開きください。最後に一番上段「(3) 管理運営業務に関する継続的な改善努力」でございまして、指定管理者自らが公の施設の設置目的を理解し、適正な管理運営・良好なサービス提供を行っております。このため、日常的に行う管理運営業務に対し、基本協定など業務実施基準に定められた水準を満たしているか、また業務内容の有効性、効率性を高める取り組みがなされているかを検証するため、継続的な改善プロセスを強化し、実施して参ります。この結果、市民・利用者に提供するサービスの質的な向上、経費削減の業務改善を実現するものでございまして、

続きまして、事業の収支状況でございまして、50 ページをお願いします。ただいま申しました基本的な考え方に基づきまして、収支表、予算表を記載してございまして、平成28

年から平成32年まで、今回の指定期間のものがございます。まず、上のほうの四角ですが、「(1) 収入」でございます。項目は大きく三つ。①として指定管理料、②としてアリーナの利用料金収入、③としまして当財団の自主事業による収入、この三つでございます。金額につきましては、各年次の記載されたとおりでございます。表の一番下段、一番右から二つ目、合計となっております。28年度から32年度までの合計14億1,500万円という形になります。この表の中には記載してございませんが、平成23年から平成27年まで、現行の金額に対しまして、約15%の増加が見られております。

次に、その下の四角「(2) 支出」でございます。この支出につきましては、管理運営費、この内訳としますと人件費、事務費・管理費、委託費。また、3番目としまして自主事業費というような項目から構成させていただいております。これも28年度から32年度まで合計の欄、一番下段にございますが、14億1,500万円。先ほど説明いたしました収入と同様で15%の増という形になっております。増加理由、今回14億1,500万円ということで、具体的には現行計画から見ますと1億8,500万円の増加となっております。この内容につきましては、下のほうの四角の管理運営費の中の「事務費・管理費」の中に含まれておりますけれども、大きな増減要因としますと、光熱水費、これにつきましては電気代、ガス代、水道代、下水道使用料等々が入っている支出科目でございますが、これが1億1,700万円と大きく増えたところでございます。この増加の理由でございますが、一つは、今回平成28年度から市の方針に基づきまして障害者福祉スポーツ、例えば車椅子スポーツにつきまして、年間65日程度アリーナを使つての開催というようなことです。また、光熱水費は、ちょうど4年前の東日本大震災に伴います公共料金のアップ。また、消費税等によりまして光熱水費につきましては、ただいま説明いたしましたとおり、1億1,700万円の増加となってきたものでございます。また、費用の中の管理運営費の一番上段にございます人件費でございますが、16人相当分というようなことで約4,800万円前回よりも増えておりますが、これにつきましては人材確保相当分、あるいは定期昇給相当分、これを加味しました結果4,800万円の増加となったものでございます。収支状況の説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○部会長　　ご説明以上ですか。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団　　はい。

○部会長　　他の項目については、特にご説明はされないということですね。

では、ご説明が無いにしろ、こちらからは、この提案書全般について質問をさせていただくということで、良いでしょうかね。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団　　はい。

○部会長　　よろしいでしょうか。ただいまのご説明に対してご質問、ご意見ございますでしょうか。まず、委員のほうから、先ほどご指摘があった点について、ご質問いただきたいと思いますけれども。

○委員　　貸借対照表についてご質問させていただきたいんですが、ご担当の方はいらっしゃいますかね。今日いただきました貸借対照表の前年度の数字。

○部会長　　ごめんなさい。具体的に示していただいた方が良いかと思っております。

○委員　　資料は同じものを持っていらっしゃいますか。

- 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 25年ですか、26年ですか。
- 委員 26年度です。
- 部会長 私どもの資料だと②の先ほどの22ページの次の次ということですね。
- 委員 そうですね、この数字についてです。今、ここにある資料は数か月前に開かれましたスポーツ部会の第1回でいただいた資料なんですけども。
- 部会長 前回の資料ですね。
- 委員 前回この場でいただいた資料です。その決算報告書、平成25年。まず、総資産が違ってらるんですね。8億2,600万円から8億2,500万円。
- 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 ご覧いただければ分かるんですけども、監事監査が入る前の決算書がそちらのほうに渡っておりまして、監事監査が入って、貸し倒れは修正しましょうということで修正しまして、理事会に関しましては今お見せしたのが出てまして。そちらは、まだ監査前の。
- 委員 いただいた資料は最終の資料ではなかったということですか。
- 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 最終ではないということです。今日お渡ししたのが最終の資料です。
- 委員 今日いただいた資料が、平成26年3月31日の最終なんですね。
- 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 はい。申し訳ございません。
- 委員 前回いただいたのが。
- 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 前回のものは、監査前の。
- 委員 何が間違っていたのか、ちょっとお伺いしたい。
- 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 はい。今まで過去、貸し倒れにつきましては、償却した後に残ったものをまた戻していたわけなんです。戻したっておかしいですね。貸し倒れの残高を一旦、経費あるいは収益に戻して、もう一回洗替えという方法で挙げてましたが、監事の指摘で残高は戻すというのはないので、そのまま残しておきなさいという指導がありまして。
- 委員 ちょっと申し上げてよろしいですか。貸倒引当金については、洗替えするのが常識ですね、当たり前です。
- 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 はい。過去何十年そうやっていたんですけど、それは止める。
- 委員 その処理が云々にしても、期末の数字は一緒のはずですよ。
- 差額方式であろうが洗替え方式であろうが、期末の引当残高は同じなはずなんですけれども、なぜ、引当金の残高が違っているのですか、という質問なんです。
- 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 最初に間違えというか、1回目にお渡ししたものは洗替えをしてあるんですね。2度目は監事の指摘によりまして、要するに戻さないで、そのままの残高を翌年度も借りるので、そのまま残しなさいと。だから数字が違ってます。変わりました。
- 委員 変わったのはそこだけですか。
- 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 そこだけです。
- 委員 もっと大きな部分、指定正味財産の受贈固定資産も大きく違うんですよ。そちらのほうの大きな話だと思うんです。私は会計わかりますが、他の方は分かりませぬの

で説明をお願いします。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団　ここはかなり難しいところなんですけど。受取寄付金振替額という正味財産上の収益の数字が変わったんですけれども、この意味は指定正味財産の財産が減価償却費によって価値が減った場合は、その価値を一般正味財産の受取金寄付金額という科目を使いまして、一旦、指定正味財産から一般正味財産に振り替えて、その後に減価償却をするという決まりがあるんですけれども。申し訳ありません。30ページを見ていただいてよろしいでしょうか、決算書の。

○委員　こちらのページ数が入ってないので。

○部会長　タイトルとして何が書いてありますか。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団　「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」というのが。計算書に記載する注記の2ページ目です。

特定資産という科目の中に、いろいろ固定資産、什器備品とか建物附属設備、構築物とかあると思うんですけれども、その隣に、その財産はどういうふうにできているかというのが書いてあるんですけれども。うち指定正味財産からできているもの、うち一般正味財産からできているものという2種類があるんですけれども。1回目のとき間違えましたのは、全て指定正味財産から振り替えるという処理をしてしまいまして。要するに、それは全てが指定正味財産にあるという前提で作成してしまいまして。その後、その財産については、指定正味財産と一般正味財産の両方からできているということが分かりまして、それを修正したところ受取寄付金振替額の金額が変更になりました。

○委員　ここで記載されている一般正味財産からの充当額の1,136万円が計上されなかったわけですか。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団　一般正味財産からの充当額は一般正味財産になるので、指定正味財産から振り替える必要はなかったんですが、最初は大きい金額を振り替える仕分けをしてしまいまして。

○委員　合計は変わらないはずだという理解でよろしいですか。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団　合計は変わりません。

○委員　正味財産合計は変わらない。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団　そうですね、一般正味財産プラス指定正味財産の合計は変わりません。

○委員　振り分け方の問題。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団　指定正味財産で一般正味財産を振り分けたため。

○委員　それで疑問解決するのでしょうか。

○委員　ごめんなさい、ちょっとよく私、理解できないんですが。正味財産の金額に差が出てしまっていますよね。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団　はい。

○委員　利益に差が出ちゃってますね。それはなぜなんですか。さっきの引当金。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団　十何万円ですね。

○委員　いいですか。これです。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団　それがこれの差、ではないな。随分あります

ね。

○委員　ほとんど理解できてないんですけども、前回の繰越金、正味財産をちゃんと繰り越してないのは確かです。でも、その差は余り大きくありません。50万円ぐらいですね。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団　そちらにあります決算書は監事監査前のものなので、今日渡したのが正式な理事会に出すものなので、数字の違いはあります。

○委員　前回のは正式な数字ではなかった。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団　はい、そうです。監査前のものです。タイミング的にそれが出てしまっています。

○部会長　その評価につきましては、また後ほど考えるとして、そういう差異が生じているということで。今現在あるのは少なくとも正しいものだという。

○委員　当期末のお尻の数字は正しいようなんですが、去年の決算でいろいろ問題があったようですね。いろいろ問題があっても去年の損益には影響を与えないのが普通なんですけども、ほんのちょっと損益に影響を与えられてしまって、しかも、その理由が私にはちょっと理解できないものでした。それだけ申し上げます。

○部会長　分かりました。ありがとうございました。他にご質問等ございますでしょうか。委員、何かございますか。

○委員　提案書を出してはいただいているんですが、一番大事なスポーツの中身を、説明していただけるとありがたいなと思うんですが。

○部会長　提案書の。

○委員　利用促進のあたり、29ページ、30ページあたりから5、6ページぐらいの、スポーツ振興に直接関わる部分をどのようになさるかとお伺いできればと思います。

○部会長　事業の中身についてでしょうかね。

○委員　はい。

○部会長　次期、どういうことをお考えになっているのかという、何かポイント的なものをご指摘いただくということで、お願いしたいと思えますけれども。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団　提案書の25ページぐらいからということなんですけれども、ちょっと概略だけ。財団のほうの姿勢だけご説明いたします。

まず、先ほどの収支計画の中でもご説明しましたけれども、やはり当然のことながら、収入の確保というのが大きなテーマであるのかなと考えています。メインアリーナとサブアリーナを中心とした中で収入の確保。そのためには当然のことながら稼働率のアップというような形で努力していくということで。千葉市さんの協力を得た中で市政だよりとか、そういった媒体を中心とした中で、どんどんPRしてもらおうというふうに考えます。

また、利用料金の設定ということなんですけれども、現行の料金につきまして、実際やっているところですけども。現在、消費税相当分につきましては26年4月から5%から8%。また、今後につきましても変わる可能性があるわけですが、それらについても当然のことながら、歳入としての使用料に的確に反映していきたいと考えます。

それから、先ほどお話ししました千葉市の施策としまして、これは恐らく27年度から実施されております、第2次の計画、また高齢・障害の計画に伴いまして、先ほどちょっと触れました車椅子のバスケットボールとか、あるいは車椅子のラグビーですとか、そう

いったイベントといいますか、使用目的が非常に多くなっているところがございます。というようなことで、この相当分につきましては、減免手続をとらざるを得ないというような形になりまして、収入とすると確保できないところですが、やはりそのところについては現実問題として財団のほうには収入とされませんが、千葉市の施策の一つとして、やはり高齢者・障害のスポーツ振興ということですので、協力したいと考えております。

また、財団につきましては、やはり大きなものとしますと、今申しました使用料と、それから千葉市から頂戴する指定管理料ですので、先ほどの基本的な考え方でも申しましたとおり、やはり収入の確保というようなことと、また、支出については効率的な運営によりまして、これまでもかなり効率的な運営に伴いまして金額的に削減しておるところですけど、さらなる項目の見直しについて図ってみたいとは考えております。

○部会長　ありがとうございます。ただ、ちょっとご質問の趣旨としては財政の面というよりも、むしろスポーツ文化の振興として具体的にどういうアイデアをお持ちなのかと、多分そういうことだと思っただけですね。

○委員　はい。自主事業とかですね。

○部会長　財団が次期の指定管理者となった場合、どういうイベントをお考えなのかとか、そういうことをご質問されたんですよね。そういう観点からちょっとお答えいただきたいんですけども。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団　すみません。金額的な話で申し訳ないですが、50ページをご覧いただきたいんですけども。先ほど、ちょっと概略で説明しました収支のところですが、一番上の収入欄、③に自主事業による収入と書いてございます。5か年合計が3,500万円とあるんですけど、これにつきましては、文字どおり今までもやっておりますけど自主事業として、イベントですとか各種の教室、これらの参加負担分が収入になるわけです。今回の見込みとしますと3,500万円を計上させておるところでございますけれども。前回、23年から27年までは1,500万円ですので、金額にすると2千万円強の収入があります。ということで具体的に、教室、講習会、イベントと、ちょっとジャンルが非常に粗いといいますか、項目が出し切れていないんですけど、そういった形で前回の計画に比べまして事業費ベースで2倍強の自主事業を取り行っていきたいというふうな姿勢ではございます。

○委員　公募ではなく非公募にするということで、障害者の絡みで収入云々じゃないというところは非常に大切にされているということは分かったんですけども、非公募になっているというのは、収入だけではない部分を、スポーツ専門集団としてすごく大事にされているということで非公募でということだと思っただけですね。自主事業とかイベントとかの計画を見ても、比較的例年どおりな印象を受けたんで、お金がプラスという意味ではなくて、スポーツをする人が増える、関わる人が増えるという方向のプラスの部分がちょっと見えづらかったんで、ご質問させていただきました。

○部会長　再度ご質問という形ですかね。ですから、財政の面が重要なのは分かりますけど、それ以外の中身の部分でお答えいただくとありがたいですね。ですから、次期の自主事業ですと、新しい何を考えているとか、そういうことがもしございましたら。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団　ご質問の具体的なお話させていただきますと、今までちょっと出来ていなかった部分として、今回変えた部分につきましては、スポーツ

のトッププロ等、千葉市にはロッテですとかジェフですとか、一部では今、バスケの関連事業をやっているのですが、そういったものを今回考えております。「ロッテの選手とポートアリーナで遊ぼう」というような事業ですとか、あるいはそういった関連のもの。実際に選手やコーチからご指導を受けるようなイベントだとか、そういうようなものを主体的にやっというふうな形で、今回の提案ではそこに少し力を入れるとか、あと、やはり、先ほど出ていますけれども、車椅子のメッカということで千葉市は力をお入れになられていますので、我々もそれに付随してイベント協力ということで、障害者と障害のない方も含めて一緒に交流できるような事業をやっというふうなご提案をさせていただきます。

○部会長 ありがとうございます。今の障害者スポーツの関係、29ページに書かれているということですかね。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 そうですね。

○部会長 「ウィルチェアーラグビー日本選手権大会」、「車椅子バスケットボール全国選抜大会」、これは実現の可能性はあるということですのでよろしいのでしょうか。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 そうですね。

○部会長 あと、トッププロを招くというお話でしたけれども、それもある程度コネクションとかそういった方の繋がりはお持ちでしょうか。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 現在ロッテさんとか、ジェフさんもそうなんですけど、我々のイベントにご協力いただいたり、あるいは情報誌なんかも発行しております、その中にロッテの球場に足を運ぼうというふうな形で、チケットも抽選分のご提供をいただいたりですね。また、ポートアリーナの2階におきましては展示スペースとしまして、ロッテの選手のグッズですとか、あるいは試合の結果などを掲示させていただいておりますが、その辺の今まで構築してきた関係を生かして、今後のイベントにもご協力いただけるようお願いしていこうかなというふうに考えています。

○会長 ありがとうございます。他にご質問ありますか。

○委員 すみません、私から、関連して質問してよろしいですか。先ほど非公募について、一つは障害者スポーツ施策についての話がありましたけれども、もう一つはオリンピック・パラリンピック対応ということが言われているんですね。それに関して、まだ将来のことなので具体化していませんけど、どういうビジョンをお持ちなのかをお聞かせいただきたいんですけれども。指定期間中に多分、オリンピック開催されると思いますが、どういった協力を具体的にお考えなのか、お願いします。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 2020年の東京オリンピック構想に当たって、また、来年やられるリオもあるんですけども。先ほど説明がありましたとおり、千葉市のほうで障害者の福祉ということで、プロスポーツに非常に力を入れているというふう認識しております。ということで、現在、平成27年ですけども、例年に比べまして数倍の日数、メインアリーナそれからサブアリーナで週5日予約が入ってきております。具体的に申しますと、先ほども申しましたように車椅子のラグビーあるいはバスケットボール、それからやはりオリンピックの前年度であるというふうな合宿等々がこれからは増えてくるのかなというふうに感じます。また、2020年の東京の関係につきましても、今のところ要請が明確に来ておりませんが、やはり他の施設もありますけれども、

千葉市のスポーツ振興財団の方に連絡いただければ、可能な限りの対応はするというふうには考えております。

委員 ありがとうございます。今、連絡いただければというお話でしたけれども、積極的にアプローチをしていくことは無いんですか、うち来てくださいというような、誘致活動ですね。そういうあたりは。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 今のところ、繰り返しなんですけれども、車椅子バスケットボール、ラグビーというような二つの大きな車椅子を使った競技が27年度入っております。また、今後につきましても継続的に、当施設を使っただけのようなアプローチをさせていただきたいというふうには考えております。それ以外で、障害者スポーツは底辺が広いものだというふうに認識しておりますので、いろいろなところにアクションを起こしていきたいというふうに思います。

○委員 今の話と関連した質問なんですけど、やっぱり障害者スポーツの振興と、それからトップスポーツの交流というように千葉市のスポーツ推進審議会の提言の2本柱に沿って遂行していくと思うんですけど、障害者スポーツにつきましては、さっきの数字では年間60日程度で非常に増えると。また、パラリンピックもテコンドーとフェンシング、それからレスリング。恐らく、レスリングというのはパラリンピック種目にはないんですけど、テコンドーとフェンシングはあります。正式決定ではないんですけど、千葉で引き続き会場になると思うので、今後、ますます障害者スポーツが増えていくことはあります。けれども、これ全部使用料免除ということで、その準備期間、具体的には前日も免除ということで、その辺が非常に利益を上げるという観点からいうと難しいところです。片一方は障害者スポーツの振興で良いんですけど、片一方は収益の面からいうと非常に難が出て。これは市長部局も関係をしてるところなんで、その辺はよく調整してもらいたいと思いますね。

トップスポーツとの交流ですけど、積極的にスポーツ振興財団として推進していただきたい。これは要望です。以上です。

○部会長 ご意見ということでよろしいでしょうか。あとは何か。委員さん。

○委員 いろいろなところを誘致すると書いてありますが、どのようにして誘致するのか。アピールというか宣伝をしてとってくるのか。そういう具体的なことはやられているんでしょうか。

○部会長 はい、具体的な施策について。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 現在のポピュラーなPRの方法としますと、先ほど申しました千葉市の市政だよりというようなもの、それから当然、財団のほうのホームページを立ち上げておりますので、そういったところのPR、これは従来からやっていることなんですけど、それから先ほど言いました、車椅子のバスケットボールですとか、ラグビー等につきましては、継続年度の使用をお願いするというような形でやっています。

それ以外、27年度にはいろいろな障害者スポーツが入っております。それを例年になく大きいものだというふうに思っておりますので、それらを中心とした中で一本釣りというわけではないんですけど、事務局のほうにご協力いただいて、当アリーナを使っただくような一つのPRの方法、これが効果的なのかなというふうには考えております。

○部会長 ありがとうございます。他のご質問よろしいでしょうか。



○委員 今の関連質問でよろしいでしょうか。最初にお答えになったのが市政だよりとおっしゃられました。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 はい。

○委員 市政だよりって読みますか。千葉市の人に宣伝しようという話じゃないですね、今言っているのは。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 そうです。市政だよりは千葉市内行政区6区に対して配られるものですので、その対象という方は96万市民という形になります。足元の千葉市の住民のほうにそういう形でPRしていくということです。読むか読まないかと言われますと、ちょっと。

○委員 千葉市内向けだけのそういうアクションなんですかという質問なんですけど。それ以外はどういうものがありますかということです。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 千葉市内の人を対象とするのは市政だよりです。それから、ホームページにつきましては市内、市外関係ありませんので、北から南まで見るのが可能だというふうに考えています。それからもう一つ、3番目の方法としますと、27年度の、非常に障害者スポーツが現時点では大きくウエートがありますので、そちらの方たちに継続して、次年度以降も毎年使っていただければということで、そちらのほうの営業活動を継続して繰り広げたいというようなことです。

○委員 はい、わかりました。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 理事長からの最初のご挨拶にありましたけども、私どもポートアリーナ管理をしまして20数年経っております。その間に引き継ぎいたしました過去の利用データ等を基に、私どものほうからのアプローチをかけるというようなことを例年行ってはいるんですけれども、それをさらに力をいれて誘致活動をしていくと。全くの知らない方には今、常務がおっしゃったように、また、利用実績のある方には過去データ等を使わせていただきましてアプローチしていくと、そういうふうに考えております。

○部会長 よろしいでしょうか。

(なし)

○部会長 それでは、これでヒアリングは終了いたします。ありがとうございました。

[公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 退室]

○部会長 まず、数値が不一致であるということ間違いありません。それについて合理的な説明があったかどうかということだと思いますけれども。

○委員 合理的ではないです。市の方にお聞きしていいですか。前回の決算書が最終のものでなかった。それを提出してきたわけですね。それについてはどうなんですか。それはタイミングの問題だからしょうがない。単にそういうことですか。

○スポーツ振興課 前回というのは25年度分。

○委員 25年度分です。26年3月。

○委員 それは前回の指定管理者の会合の際に出てきたものですね。

○委員 そうです。

○委員 その時点ではそれしかなかったということですかね。

○委員 今年やりましたよね。

○スポーツ振興課 総合評価のときですか。その時点で一番最新のものということでは25年度のもの、26年3月31日というものを出示していただいた。

○委員 はい。

○スポーツ振興課 その時点については、もう確定をしていただいたものと認識しております。

○委員 でも、それ確定してなかったんですね。

○安藤スポーツ振興課長 我々としては、もう確定しているものというふうに認識している中で部会の資料としてご提出をさせていただいたわけですが、財団の方の監事監査を経て、理事会をもって承認をというタイミングと部会の開催のずれがありましたので、結果的には、いただいたものについては、財団内ではこれでオーケーだろうと思ったものの、監査から指摘されて、それは違うだろうということで数字が変わったということでは、本来では部会にもしっかりした資料を出すべきであったというふうには思いますが、タイミングのずれにより、こういうことが生じたということで、今回については、いたし方ないことだというふうな部分はございます。

が、数字が変わった時点で、また、ご報告をいただいて訂正という形で各委員さんにお示しをしておくべきだったということで、その分については我々も反省をするところでございます。

○委員 スポーツ振興課さんのほうには財団の方から、こうこうで数字が違ってます。これが正しいんですと連絡があったんですか。

○安藤スポーツ振興課長 それはございません。理事会の資料として、こちらのほうに届きますので、それと突合すれば我々も確認はできたところではありますが、我々もそれを怠っていたというところでは申し訳なく思っております。

○委員 ヨットハーバーの補修費用の3、本来は市が負担すべきものを財団が負担してしまっていたという問題が外部包括監査人から指摘されてますよというのを、スポーツ部会で一度、私申し上げたんですけど。それに関するところが今回、数字が変わっているんですよ。

さっき貸倒引当金の話をしていましたが、それだけでなく、固定資産に関わるもののがらっと数字変わっちゃっているんですよ。なので、そのあたりは少なくとも市のご担当の方には報告があってしかるべきだったと思います。

○安藤スポーツ振興課長 確かに委員さんのおっしゃるとおりでございまして、財団のその経費の内容につきまして、適時ご報告いただいて、我々もその書類を確認するということをすべきだったというふうには思っています。今後、そういった事態が生じた場合には、事務局としまして数字のほうは常に注視していくとともに、委員さんにもお知らせをするというような体制でいきたいと思っております。

○部会長 すみません、議事としてちょっと遡ってしまうかもしれませんが、6-1で、市としては第1次審査、形式的要件審査ですね。問題ないというふうなご判断をされたわけですが、今、委員のご意見を聞くと、失格事由のEに該当するんじゃないかという疑念というか、ご意見があったんですけど。その辺はご意見変わらないということよろしいですか。

○安藤スポーツ振興課長 はい。我々としては虚偽というようなことで、明らかに何か

を隠したりということは無いと考えています。

○部会長 虚偽ではないですけど、不正に当たらないか。正しくないから、不正に当たらないかということですね。

○安藤スポーツ振興課長 虚偽または不正という概念はないのかなというふうに我々は思っています。ミスというところで、確認しておりますので、これは不正には当たらないということでございます。

○部会長 分かりました。それについて何か。

○委員 私もそれでよければいいと思います。

○長 では、蒸し返さずということによろしいですかね。

○委員 はい。

○部会長 私どもが結局審査しなきゃいけない部分で、財団の経営及び財務状況、これについてのご意見。先ほどペンディングであったと思いますけれども、それに関してはいかがでしょうか。

○委員 改めて申し上げます。財務状態そのものについては問題ないと思いますが、それをつくる過程、経理の処理の過程、これがしっかりしたものではないです。

○部会長 ありがとうございます。では何時ぐらいまでお休みしますか。

○山根市民総務課長 とりあえず5時まで休憩ということ。

○部会長 50分ぐらいでとりあえず見て。それで終わってなかったら延長ということ。

#### (集計・休憩)

○部会長 では、再開します。事務局から、集計結果についてご説明をお願いします。

○山根市民総務課長 それでは、集計結果をご報告いたします。お手元にお配りいたしました審査結果集計表をご覧ください。

本件議案につきましては、「2(1)団体の経営及び財務状況」、「(3)必要な専門職員の配置」の2項目につきまして、それぞれ1名の委員さんより「不適」との判断をいただいておりますが、過半数には達成しておらず、それ以外の項目につきましても、提案書の内容は管理運営の基準等と適合するものであると判断されました。以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。それでは、この審査結果を踏まえて意見交換に移りたいと思います。申請者の提案書の内容について、ご意見、ご要望ございますでしょうか。どうぞ。

○委員 要望とかも含めて3点。会計のことに関しては、今回のところはよく私自身理解していないんですが、難しい、ちょっとミスというふうに先ほどおっしゃいましたが、そのミスがなぜ起きたかというところを含めて、どこかの段階で説明していただかないといけないように思います。

それから、いらっしゃったときに質問しましたが、大きなイベントを控えて、いろいろあると思うんですけども、従来の市民のスポーツ振興というところに対して、もう少し力を発揮していただきたいなという要望と。

それから、障害者スポーツに関しては、障害者のイベント誘致するということにとどまらず、そのイベントをより多くの人に観戦等、そういうところも含めてプロモーション

していただきたいなという要望があります。

○部会長　ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。

○委員　じゃあ、私から1点ですけれども、やはり管理者ご自身が自ら動いて、あるいは競技団体等にアプローチして、積極的なPRに努めていただきたいなと思いました。

○委員　私も同様です。招致活動、市政だよりはちょっと安易だと思いました。

○委員　私も専門的なこの財務状況、これ見方が分からないんですけども、少なくとも前回の委員会で指摘したんですよね。指摘されまして、それで今回出てきているのが全く違う数字ということは。しかも、所管のスポーツ振興課にもそういう連絡がなかったということで、非常に良いことでないなと思いますので、これは所管のほうにも、今度、スポーツ振興財団に適正に指導してもらいたいです

それから、誘致活動もおっしゃるとおりで、市政だよりは本当に千葉市民だけのものですから、この障害者スポーツ全般で、先ほど言ったんですがパラリンピックも恐らく千葉で開催されると思いますので。それに向けてのこの誘致活動というのはやっぱり。県内も一緒になってやるんでしょうけれども、これからの課題でしょうが、受け身ではなくて積極的にスポーツ振興財団、スポーツの普及ということを目的でつくった財団ですから、積極的に能動的に活動してもらいたいと思います。要望含めて。

○委員　大体同じような意見でございます。先ほど私も言わせていただきましたけれども、誘致、誘致といっぱい書いてありますけど、あれだと言葉だけになっちゃうんじゃないかなど。だから実際にどのようなふうになれば、さっき市政だよりと言ったけど、もうちょっと具体的に、こういうふうにやるとはっきりしていただければなと思っています。

○部会長　もうちょっと具体的なビジョンを示していただきたいということでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○部会長　よろしいでしょうか。議事に戻ります。

まず、提案書及びヒアリング内容から公益財団法人千葉市スポーツ振興財団の提案内容は、概ね管理運営の基準等を満たしたものと判断するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○部会長　なお、各委員からご意見がありました点について、市民へのスポーツ振興にも力を入れた施策に努められたい。二つ目、積極的な誘致活動やPRに努められたい。三つ目、適正な会計処理に努められたいということにつきましては、事務局より所管課から公益財団法人千葉市スポーツ振興財団にお伝えいただき、次期指定期間における施設の管理運営に十分反映させることとしてください。

それでは、公益財団法人千葉市スポーツ振興財団の提案内容は、管理運営の基準を満たしたものであるため、当委員会は千葉ポートアリーナの管理を適切かつ確実に行うことができるものと判断いたしました。

以上で議題4を終了いたします。

次に、議題5「その他」について、事務局よりご説明をお願いします。

○山根市民総務課長　本日の部会の報告につきましては、部会長から委員会の会長さんにご提出をいただき、その後、会長さんから市長宛てに委員会としての答申をしていただきます。

この委員会の答申を受けまして、市は指定管理予定候補者を最終的に決定することとなります。その後は、12月に開催予定の平成27年第4回千葉市議会定例会に指定管理者の指定議案を提出し、議決をいただきました後、基本協定書を締結し、28年4月から新たな指定期間における指定管理開始となります。

なお、本日の会議の議事録につきましては、後日委員の皆様にご確認をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○部会長　ありがとうございます。ただいまの事務局からのご説明につきまして、何かご質問ございますでしょうか。

(なし)

○部会長　その他、委員の皆様から何かご意見等ございますでしょうか。

(なし)

○部会長　それでは、皆様のご協力によりまして、本日の議事は全て終了いたしました。ありがとうございました。事務局にお返しいたします。

○佐久間市民総務課長補佐　それでは、以上をもちまして、平成27年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第4回スポーツ部会を閉会とさせていただきます。

なお、次回以降の部会の日程等詳細につきましては、改めて事務局より連絡を差上げます。本日は長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。